

News letter



2022年12月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

contents

2021年の産業別年末賞与1人平均支給額
暦年贈与の「持ち戻し」期間延長へ
「タワマン節税」歯止めへ
小規模事業者 税軽減へ
M & A 譲渡し情報

2021年の産業別 年末賞与1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは、厚生労働省の調査結果※から、昨年（2021年）の年末賞与の支給状況を主な産業別にみていきます。

支給割合は給与1ヶ月分超に

上記調査結果から、2021年の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを産業別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、5～29人

が27.3万円で前年比1.6%の増加となりました。30～99人は34.5万円で、同1.8%の減少でした。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月分を超えています。支給事業所数割合は30～99人が90%程度となったものの、5～29人は70%に届かない状況です。

2021年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	273,064	1.6	344,921	-1.8	1.01	1.14	67.2	90.2
建設業	340,158	9.3	570,126	-0.9	0.99	1.47	70.5	90.4
総合工事業	345,107	19.6	538,745	-0.8	1.01	1.41	75.2	92.3
職別工事業	306,048	36.4	532,144	38.0	0.96	1.29	58.7	66.7
設備工事業	363,064	-12.7	631,730	-8.9	0.98	1.61	74.9	97.4
製造業	285,965	6.5	339,963	1.6	0.96	1.15	68.4	90.4
消費関連製造業	188,770	-7.8	238,121	-6.8	0.74	0.94	60.2	85.4
素材関連製造業	342,498	18.3	384,661	2.2	1.07	1.25	73.2	95.5
機械関連製造業	313,205	3.7	374,197	6.3	1.05	1.19	72.6	89.0
食料品・たばこ	189,018	-7.7	223,457	-15.8	0.77	0.96	64.1	88.1
繊維工業	137,592	-6.3	220,282	14.8	0.61	0.87	54.7	76.6
木材・木製品	362,935	47.4	369,967	21.3	1.09	1.33	73.4	97.0
家具・装備品	246,364	-24.6	296,913	0.2	0.90	0.95	75.5	87.2
パルプ・紙	256,713	0.8	343,583	-2.8	1.04	1.12	60.5	100.0
印刷・同関連業	195,225	-6.2	247,365	-4.6	0.64	0.87	58.7	84.2
化学、石油・石炭	561,854	26.6	606,029	5.9	1.71	1.81	80.2	94.1
プラスチック製品	287,184	11.7	302,289	-7.8	0.81	1.05	68.0	94.6
ゴム製品	266,142	-5.1	309,426	20.6	0.84	1.09	86.9	91.4
窯業・土石製品	316,928	4.4	395,972	-2.8	1.03	1.18	78.9	97.3
鉄鋼業	585,523	32.5	461,408	-9.6	1.54	1.48	86.0	96.5
非鉄金属製造業	401,389	24.7	445,215	18.2	1.18	1.40	57.0	98.5
金属製品製造業	288,554	8.8	330,860	6.4	0.97	1.12	72.4	94.1
はん用機械器具	322,641	-17.8	392,804	5.7	1.11	1.38	78.9	90.3
生産用機械器具	345,139	36.3	450,095	-2.8	1.10	1.31	75.1	92.7
業務用機械器具	344,140	-16.3	407,088	14.8	1.13	1.21	68.0	93.3
電子・デバイス	405,867	32.2	349,879	15.8	1.13	1.11	66.7	73.8
電気機械器具	286,185	-10.0	266,253	19.4	1.07	1.02	74.7	91.9
情報通信機械器具	303,775	-29.4	412,955	-1.5	1.03	1.23	37.3	84.6
輸送用機械器具	213,741	-3.1	351,399	5.9	0.85	1.08	71.3	91.2
その他の製造業	224,003	4.9	307,724	18.4	0.85	1.07	49.2	84.5
電気・ガス・熱供給等	596,356	-9.4	736,688	-1.3	1.73	1.78	92.2	93.6

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2021年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
情報通信業	477,117	11.5	494,811	-3.1	1.22	1.43	64.1	85.4
情報サービス業	559,394	18.6	486,141	-10.0	1.35	1.40	66.5	85.6
映像音声文字情報	439,821	37.0	459,546	95.0	1.13	1.38	39.7	93.5
運輸業, 郵便業	265,540	7.7	327,216	-0.2	0.85	1.05	67.5	88.4
道路旅客運送業	67,364	-59.6	188,418	-25.3	0.32	0.68	37.1	60.0
道路貨物運送業	227,965	24.8	282,793	4.5	0.73	0.91	67.1	89.5
卸売業, 小売業	292,354	3.0	314,033	6.9	1.01	1.06	67.6	88.6
卸売業	507,422	14.7	558,248	6.2	1.42	1.54	75.9	91.3
繊維・衣服等卸売業	251,473	29.5	263,497	-13.2	0.86	0.84	55.9	64.7
飲食料品卸売業	428,515	11.9	333,645	2.3	1.13	1.01	72.2	81.6
機械器具卸売業	602,577	20.7	729,484	11.4	1.56	1.76	77.2	95.7
小売業	192,872	-3.0	144,465	3.7	0.82	0.71	64.2	86.8
各種商品小売業	112,950	42.1	133,055	27.3	0.49	0.58	43.8	90.0
織物等小売業	109,649	2.0	142,436	-56.3	0.61	0.57	72.4	17.4
飲食料品小売業	64,208	-26.5	93,039	1.4	0.46	0.58	35.6	89.4
機械器具小売業	410,307	0.4	488,151	15.6	1.28	1.53	84.2	96.2
金融業, 保険業	528,451	-1.6	542,870	-10.4	1.69	1.56	89.1	98.0
不動産業, 物品賃貸業	439,143	10.3	503,474	9.9	1.48	1.26	82.0	90.2
不動産業	476,042	4.0	448,871	6.3	1.61	1.31	81.3	88.2
物品賃貸業	361,077	31.7	589,535	13.5	1.19	1.16	83.9	94.3
学術研究等	402,934	-3.6	612,234	2.8	1.28	1.62	77.1	94.0
専門サービス業	430,396	-2.3	465,036	-37.6	1.38	1.31	71.4	92.3
広告業	224,775	-51.0	266,432	10.7	0.88	0.77	77.6	75.0
技術サービス業	393,865	6.5	653,037	23.5	1.26	1.74	78.9	95.9
飲食サービス業等	53,488	19.2	48,755	27.0	0.42	0.34	44.5	81.9
宿泊業	91,824	-16.0	81,418	18.4	0.49	0.49	47.4	69.5
飲食店	39,918	39.6	33,265	20.8	0.36	0.30	41.6	85.1
持ち帰り・配達飲食	97,524	10.2	114,508	46.5	0.58	0.60	56.2	76.7
生活関連サービス業等	121,433	-13.7	129,597	15.0	0.61	0.57	44.7	82.8
娯楽業	147,882	-4.2	101,486	-13.4	0.76	0.52	62.9	82.4
教育, 学習支援業	337,807	3.3	588,948	-1.9	1.36	1.76	75.6	98.5
学校教育	453,652	-0.6	619,193	-1.9	1.68	1.85	89.2	100.0
他教育, 学習支援	174,728	36.9	349,751	-11.2	1.02	1.04	64.9	87.5
その他のサービス業	323,150	-3.6	244,710	-5.9	1.14	0.85	74.5	85.0
廃棄物処理業	278,079	-11.4	401,087	-9.0	0.97	1.28	88.7	97.6
自動車整備等	357,283	-11.8	500,177	-11.4	1.10	1.42	83.1	97.1
職業紹介・派遣業	249,997	53.2	142,027	-6.3	1.05	0.55	62.9	62.9
他の事業サービス	296,014	-0.1	179,364	1.6	1.08	0.67	69.8	86.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

70万円を超える産業も

産業別の支給状況をみると、1人平均支給額の最高額は、5~29人では機械器具卸売業が60万円を、30~99人では電気・ガス・熱供給等と機械器具卸売業が70万円を超えました。きまって支給する給与に対する支給割合

は、2ヶ月を超える産業はありませんでした。支給事業所数割合は5~29人で90%を超える産業が、30~99人では100%の産業がみられました。

今年の年末賞与はどのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

暦年贈与の「持ち戻し」期間延長

両税調査会長がそろって否定的な見解を示す。110万円贈与の廃止を求めたのは、財務省ともいわれる。1人当たり年間110万円とはいえず、富裕層が無税でまとまった財産を承継できる現状を税逃れとみる財務省が両税調を動かして制度を撤廃しようとしたが、「現実的に不可能」と突っぱねられたというのが専門家の見方だ。

【表】各国の贈与持ち戻しの期間

日本	3年
イギリス	7年
ドイツ	10年
韓国	10年
フランス	15年
米国	生涯

ただし両会長とも「相続税と贈与税の一体化」という方向性自体には理解を示している。世代間の資産移転を促しつつ、贈与時期による税負担の格差を是正できるアイデアがあるなら反対はしないという立場だ。そこで、現実的な代案として浮上るのが「持ち戻し」期間の延長だ。

「持ち戻し」とは、相続発生前の一定期間内の生前贈与については相続財産に戻して税金を計算するルールだ。死期を悟ってからの駆け込み贈与を防ぐために設けられたルールで、たとえば年間110万円以内の贈与であっても、それが死亡前3年以内に行われたのであれば相続財産を含めて相続税を課税されます。日本では3年となっているが海外では



もつと長く、イギリスは7年、ドイツや韓国は10年、フランスは15年、米国に至っては何十年も前に行われた贈与であっても相続時に相続財産に繰り入れることになっている（表）。

年末に向けて進められる23年度税制改正の議論では、この持ち戻しの延長が検討される可能性が高い。米国のように持ち戻し期間を生産とするのは「書類の保存など税の現場からすると現実的ではない」（宮沢洋一 自民党税調会長）こと

から見方がある。もし実現すれば、これまで「少なくともあと3年はピンピンしているだろう」という段階で贈与を終わらせていけば無税で済んだものが、今後は10～15年後を見据えて贈与を進めておかないと相続

今後の議論の方向性は？ 相続時精算課税に抜本的テコ入れ

政府税制調査会長が新たに設置した相続・贈与税の専門家会議では「暦年課税や基礎控除の廃止は議論しない」（中里実会長）と明言している。では同会議は何を検討するのかというと、相続税と贈与税の一体的な見直しだ。①資産の再分配機能の確保、②資産の世代間移転の促進——という2点をテーマに、今後検討を進めて、来年1月の任期までに取りまとめる中期答申に盛り込むとしている。そのなかで具体的に見直しを検討するとみられているのが、110万円贈与（暦年課税）ではないもう一つの贈与税の課税方式である「相続時精算課税」だ。

相続時精算課税は、生前に贈与した分が2500万円までは贈与税がかからず、超過分についても一律に税率20%となるが、相続が発生した際にはすべてを相続財産に持ち戻し、贈与当時の時価で相続税がかかるというものだ（表）。非課税ではなく、将来の相続発生時までの課税を繰り延べられる仕組みといえる。

一度でも同方式を利用すると110万円贈与が使えなくなることから、一般には暦年贈与を選択することが圧倒的に多い。昨年の贈与税の申告実績をみると、暦年課税を申告した人が48万8千人だったのに対して相続時精算課税を申告した人は4万4千人と、圧倒的に人気がない。

だが同方式は、相続による移転と贈与による移転の間で税負担に差異が生じないように設計されているため、日本税理士会連合会が今年2月に公表した答申でも「資産移転の時期の選択に中立的な税制ということが出来る」と評価されている。一方で、納税者にとって使いづらく、制度が目指した若年層への資産移転という目的が達成されているとはいえないのも事実だ。

そこで専門家会議では、課税方式や税率などを含め、同方式の見直しが議論の核となる可能性が高い。もし同方式に抜本的に手を加えれば、持ち戻し期間の延長にとどまらない、相続税と贈与税のあり方を大きく変える見直しとなりそうだ。

暦年課税と相続時精算課税の違い

	暦年課税	相続時精算課税
贈与する人	条件なし	60歳以上の父母・祖父母
贈与される人	条件なし	20歳以上の子・孫
非課税枠	受贈者ごとに年間110万円	贈与者ごとに計2500万円
非課税枠を超過した額の扱い	10～55%の累進税率で課税	一律20%で課税
申告	110万円を超えたら申告	贈与ごとに申告書を提出
相続が発生したときの扱い	相続前3年の贈与を相続財産に加算	贈与時の価額で相続財産に加算して課税
利用制限	相続時精算課税を選択したら二度と利用できない	いったん選択すると相続時まで継続

「ついでに」年内にも

ということになるだろう。仮に、持ち戻しの延長が実現したとする。改正法の施行前に遡って15年をカウントすることは書類の保存などの問題

に盛り込まれ、24年からスタートするとの予測もある。そうすれば、持ち戻し期間3年の現行制度が適用されるのは今年と来年のあと2回しか

税対策が無駄になってしまうことになる。15年後の自分の健康状態を正確に予想することなど不可能なので、現実的に110万円贈与を利用するならば、「すぐ、今年からでも」

題などからも困難であるため、「制度改正後の贈与」のみが対象になるとしても、持ち戻し期間3年で贈与できるのはあとわずかだ。早ければ今年末にまとめられる23年度大綱

ない。いまからフル活用しても受贈者1人当たり220万円が限度であること踏まえ、「とりあえずの相続税対策」として年内の贈与を検討する価値もあるだろう。

110万円贈与の非課税枠がなくならないとしても、持ち戻し期間が長期化すれば、その実効性には大きな制限が付くこととなるのは避けられない。残された時間はさほど多くないことを踏まえ、相続税対策の練り直しを急ぎたい。

小規模事業者 税軽減へ

インボイス 消費税の2割有力

政府検討

政府・与党は、消費税の税額を明示するインボイス（適格請求書）制度が来年10月から始まるのに合わせ、これまで消費税を免税

されていた小規模事業者が新たに課税事業者になる場合、納税額を軽減する調整に入った。3年間の経過措置として、納税額を売り上げ時に受け取る消費税の2割に抑える案が有力だ。

与党税制調査会の幹部が明らかにした。制度の円滑な導入を図る狙いがあり、年末の税制改正作業に向けて詳細を詰める。

インボイスは、製造業者など商品やサービスの売り手が、小売業者など買い

手に発行する請求書で、買い手側が仕入れにかかる消費税の控除（仕入れ税額控除）を受けるために必要だ。

年間売上高1000万円以下の事業者は現在、消費税の納税が免除されているが、仕入れ税額控除を希望する取引先に配慮して、インボイスを発行するために課税事業者となるケースも多い。検討中の経過措置では、例えば売上高が100万円で、税率10%が適用される場合、納税額は10万円の2割の2万円となる。

また、買い手側の負担を軽減するため、売上高が年

間1億円以下の事業者が1回1万円以下の少額取引をする場合、インボイスがなくても仕入れ税額控除が受けられる6年間の経過措置も検討する。

「タワマン節税」歯止めへ 24年度以降 相統税評価額上げ

政府・与党方針

政府・与党は、行き過ぎた節税を防ぐため、高層マンション（タワーマンション）の相統税評価額を見直す方針を固めた。人気の高いタワーマンション物件では、評価額が実際の取引価格よりも大幅に低く算定されるケースがあり、節税対策として使われているためだ。評価額を実勢価格に近づける。

2023年にも不動産鑑定士や学者らで構成する有識者会議を設置し、具体策を詰める。評価方法を定める通達の改正や、24年度以降の税制改正を検討する。

景観なども考慮され、実勢価格が周辺相場よりも高くなることが多い。資産家にとっては、現金で相続するよりも、タワーマンションで相続した方が納税額を抑えることができる。

国税庁が30日の自民党税制調査会で論点として示した「路線価が基準となる。タワーマンションは設備や

マンションの相統税評価額は、建物と土地の価値を基に算出する。土地分は、国土交通省が示す「公示地価」の8割を目安に算出し

マンションを活用した相続を巡っては、今年4月、評価額が実勢価格より低すぎるとして国税当局が再評価・追徴課税したことのは非が争われ、最高裁で国税側が勝訴した。

M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 運送業	関東地方	1億円～2億円	1億5,000万円
金属加工業	関東地方	5億円～10億円	1億3,000万円
戸建て建設会社	関東地方	5億円～10億円	2億2,000万円
ヘアカラー専門店	群馬	5,000万円～1億円	6,000万円
土木建設会社	北関東	2億円～3億円	応相談
基盤実装	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談
自動車整備業	北関東	5,000万円～1億円	応相談
フィットネス	北関東	3,000万円～5,000万円	応相談